平成２１年（フ）第９４号
福岡県八女郡広川町大字水原3441番地
債務者　勝栄産業こと　田中　勝彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９５号
福岡県八女郡広川町大字水原3441番地
債務者　田中さかえ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県筑後市大字溝口1258番地
債務者　高山　英徳
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４８号
熊本県天草市志柿町5304番地70
債務者　糸田　雪子（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第３７９号
沖縄県浦添市前田１丁目27番23―303号　平成アパート
債務者　福田　典子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０８号
沖縄県那覇市牧志２丁目13番12号　ＴＫハイム405
債務者　鈴村由美子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４１０号
沖縄県浦添市内間２丁目18番２―502号　内間市営住宅
債務者　大本　直美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７２７号
千葉県柏市豊四季390番地28
債務者　森　　直人
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７８号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目13番５―402号
債務者　福吉　寿雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８０６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目２番46―18号　ローズアライⅡ202
債務者　佐藤　潤子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番21―302号
債務者　山田　榮一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番21―302号
債務者　山田美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１６８号
神戸市東灘区本庄町３丁目３番30号
債務者　畑野　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１３号
神戸市垂水区狩口台１丁目２番508号、従前の住所神戸市垂水区神陵台１丁目１番23―926号
債務者　川原田　勇
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５７号
神戸市長田区庄山町３丁目３番13―102号、従前の住所神戸市須磨区飛松町２丁目２番３号
債務者　三本　武志
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９号
兵庫県淡路市志筑411番地　津名北欧村Ａ―１、前住所兵庫県淡路市志筑1494番地１　田井団地Ｂ501
債務者　中出　智子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６８号
山口県熊毛郡田布施町大字波野360番地１
債務者　高橋　一雄
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山口地方裁判所岩国支部